

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則

改正
 昭和五十三年一月二十八日 規則第六四号
 昭和六十年一月二十五日 規則第十五号
 平成八年三月二十六日 規則第四号
 平成十六年三月十六日 規則第十五号
 平成十九年三月三十日 規則第七五号
 平成十九年十二月二十六日 規則第七五号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則をここに公布する。
 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和五十三年秋田県条例第三三三号。以下「条例」といふ。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。
 （多数の青少年の利用に供される施設）

第二条 条例第五条の第三項第四号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二六号）第二二四條に規定する専修学校（同法第一二五條第二項に規定する高等課程を有するものに限る。）
- (二) 主として青少年の研修又は宿泊の用に供する施設で知事が告示で定めるもの

（自主規制に係わる図書類が容易に青少年の目に触れない措置）

第三条 条例第七条第一項の規則で定める措置は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (一) カーテン、ついでにその他の物により図書類を陳列する場所の一部を仕切ることによって外部から容易に見通すことができな場所を設け、当該場所に当該図書類を陳列すること。
- (二) 当該図書類を、当該書籍等の背表紙のみが見えるようにして陳列すること。当該図書類の名称のみが見えるようにして陳列することその他の当該図書類の直接人の目に触れる部分のうち条例第七条第一項各号のいずれかに該当すると認められる写真又は絵を掲載する部分以外

の部分のみが見えるようにして陳列すること。
 （有害図書類の内容）

第四条 条例第九条第二項第一号の規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

- (一) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな態度で次のいずれかに該当するもの
 - A 大たい部を開いた姿態
 - B 陰部、でん部又は乳房を誇示した姿態
 - C 自慰の姿態
 - D 排せつの姿態
 - E 愛ぶの姿態
 - F 緊縛の姿態
- (二) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの
 - A 性交又はこれを連想させる行為
 - B ごうかんその他の陵辱行為
 - C 同性間の行為
 - D 変態性に基づく性的な行為

2 条例第九条第二項第二号の規則で定める場面は、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

（有害興行の指定に関する揭示）

第五条 条例第十条第三項の規定による揭示は、様式第一号による標示によつてしなければならない。

（有害図書類が容易に青少年の目に触れない措置）

第六条 条例第九条第五項の規則で定める措置は、青少年が当該有害図書類を見ることが容易に制止することができ、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (一) カーテン、ついでにその他のものにより図書類を陳列する場所の一部を仕切ることによって外部から容易に見通すことができな場所を設け、当該場所に当該有害図書類を陳列すること。
- (二) 当該有害図書類を、当該書籍等の背表紙のみが見えるようにして陳列すること。当該有害図書類の名称のみが見えるようにして陳列することその他の当該有害図書類の直接人の目に触れる部分のうち条例第九条第一項各号のいずれかに該当すると認められる写真又は絵を掲載する部分以外の部分のみが見えるようにして陳列すること。
- (三) 当該有害図書類をひも等で縛り、若しくはプラスチックフィルム等で包装すること又は当該有害図書類にシール等で封をすることによって当該有害図書類に掲載さ

れている条例第九条第一項各号のいずれかに該当する写真又は絵を容易に見ることができないようにすること。
 （有害特定がん具類の形状等）

第七条 条例第十二条第二項第三号の規則で定める形状、構造又は機能を有する特定がん具類は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (一) 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有するもの
- (二) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有し、かつ、電動式振動機を内蔵し、又は装着することができる構造を有するもの
- (三) 全裸又は半裸の人物（気体又は液体で膨張させ、人形となるものを含む。）

（自動販売機等の設置に関する届出事項等）

第八条 条例第十三条第四項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (一) 自動販売機等の所有者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）
 - (二) 自動販売機等取扱業者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）
 - (三) 自動販売機等の設置場所の提供者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）
 - (四) 自動販売機等管理者の電話番号
 - (五) 自動販売機等の設置予定年月日
 - (六) 自動販売機等により販売し、又は貸し付ける図書類等の種類
- 2 条例第十三条第四項の規定による届出は、別に定める様式による届出書によつてしなければならない。
- 3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (一) 自動販売機等管理者の承諾書及び住民票の写し
 - (二) 自動販売機等の設置場所の提供者が当該自動販売機等の設置を承諾したことを証する書面の写し
- 4 知事は、条例第十三条第四項の規定による届出があつたときは、直ちに様式第二号による表示札を当該届出に係る自動販売機等取扱業者に対して交付するものとする。
- 5 条例第十三条第五項の規定による届出は、別に定める様式による届出書によつてしなければならない。
- 6 第三項の規定は、条例第十三条第五項の規定による変更の届出（自動販売機等管理者又は自動販売機等の設置場所の提供者に係るものに限る。）をする場合について準用する。

7 条例第一三条第六項の規則で定める事項は、自動販売機等取扱業者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）及び電話番号並びに自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号とする。

8 条例第一三条第六項の規定による表示は、第四項の規定により知事が交付する表示札によつてしなければならない。

（立入調査員証）

第九條 条例第二五條第三項に規定する証明書の様式は、様式第三号によるものとする。

附則

1 この規則は、昭和五十四年一月一日から施行する。ただし、第三條第一項及び第二項の規定は、昭和五十三年十二月一日から施行する。

2 第三條第一項及び第二項の規定は、条例附則第二項による届出について準用する。

附則（昭和六十年規則第一号）

この規則は、昭和六十年二月十三日から施行する。

附則（平成八年規則第十五号）

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成十六年規則第四号）この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成十九年規則第十五号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二條の次に一條を加える改正規定及び第五條の次に一條を加える改正規定は、同年六月一日から施行する。

附則（平成十九年規則第七五号）この規則は、平成十九年十二月二十六日から施行する。